

別添2

警報等発令時の学校対応表

令和2年7月28日

気象庁予報	【対応の基本方針】 ・船橋市または千葉県北西部の気象庁の予報で判断し、市内共通して臨時休業などの対応を行う ・この対応にそって、保護者が判断する(当日のメール配信はなし) 【事前対応】 ・学校は地域の危険箇所等の実状把握、児童・生徒への指導、 保護者への周知を徹底する 【前日(週明け)などに悪天候が予想される】 ・児童・生徒への指導、 再度、保護者へ対応のメール配信等を行う (朝の練習などの活動中止を含める)
特別警報(波浪・高潮除く)	
各種警報	
雷注意報	
竜巻注意情報	
各種注意報	

時間	気象庁予報	教育委員会の対応	学校の対応	家庭(児童・生徒)の対応
在宅時	特別警報(波浪・高潮除く)	午前7時で警報発令	→「臨時休業」※メール配信はなし	6時の時点で警報が出ていたら → 自宅待機
船橋市 又は 千葉県北西部の気象	暴風警報 暴風雪警報 大雪警報 大雨警報 洪水警報	午前7時で警報等が解除されている場合 (ただし、学区の状況によっては校長の判断で、対応する。対応はメール配信する) ※保護者の判断で遅刻・欠席可	→「通常通り」※メール配信はなし ↓ ※保護者の判断で遅刻・欠席可	7時の時点で警報の有無を確認 有 → 臨時休業 無 → 通常通り
予報で判断	雷注意報 竜巻注意情報 その他注意報	通常通り	通常通り	保護者の判断で遅刻・欠席可 通常通り
在校時	特別警報(波浪・高潮除く) その他警報・注意報	必要に応じて学校への情報提供	中学校区の校長で協議し判断 状況や対応等、メール配信にて各家庭に連絡 避難所開設等の可能性あり	引き渡しによる下校・学校に避難等 状況の変化に備える
下校時	特別警報(波浪・高潮除く) その他警報・注意報	必要に応じて学校への情報提供	中学校区の校長で協議し判断 状況や対応等、メール配信にて各家庭に連絡 安全が確保されるまで帰宅させないこと 避難所開設等の可能性あり	引き渡しによる下校・学校に避難等 状況の変化に備える

給食	臨時休業の場合の給食費は返金しない 交通機関の停止などで食材が届かない場合は、提示した献立とは代わる可能性がある
----	---